

令和 8 年度 要保護及び準要保護児童生徒の認定基準

綾部市教育委員会

1 要保護児童生徒

児童生徒の保護者が、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であること。

2 準要保護児童生徒に係る認定基準

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法第 2 9 5 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- ウ 地方税法第 3 2 3 条に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法第 7 2 条の 6 2 に基づく個人の事業税の減免
- オ 地方税法第 3 6 7 条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法第 8 9 条及び第 9 0 条に基づく国民年金掛金の減免
- キ 国民健康保険法第 7 7 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ク 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金による貸付け

(2) (1) 以外のもので、次のいずれかに該当する者

- ア 保護者が職業安定所登録日雇労働者
- イ 経済的に困窮している者

※認定に際して、要保護者は、上記 1 により認定する。

※準要保護者は、上記 2 (1) 及び (2) アにより認定する。

ただし、上記 2 (1) 及び (2) アに該当しない保護者であって、(2) イに該当する場合は、市が積算した世帯別認定基準額（別紙による）と該当する保護者の所得金額を照らし合わせて、各学校長の所見及び家庭の事情等を考慮して認定する。

上記 1 及び 2 (1)、(2) に該当すると思われる者でも、著しい経済条件の回復又は回復すると思われる者及び保護者の辞退の意志が強く、客観的にみて辞退が妥当と思われる者はこの限りではない。

(裏面に続く)

3 世帯別認定基準額積算の基本的な考え方

- (1) 生活費等の数値は、生活保護基準額により標準世帯（父35歳、母30歳、小学生9歳、4歳）を基準とする。
- (2) 世帯員分は、年間1人に係る生活費（平均）に1.5倍する。
- (3) 次の場合は、算定した生活費に30万円を加算した額とする。

ア 母子父子加算

父又は母と18歳未満の子（18歳以上の就学者も18歳未満の子として扱う。）のみの世帯

イ 老人加算

父又は母と65歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合も含む。）及び18歳未満の子の世帯であって祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合

ウ 身障者加算

家族構成員の中に身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載されている者又はこれに準ずる者がある場合

令和 8 年度 市の認定基準額（予定）

1 世帯別認定基準額

世 帯 員 数	基 準 額	備 考
2 人世帯	1,626千円	※下記に該当する場合は基準額に30万円を加算 【母（父）子加算】 父又は母と18歳未満の子（18歳以上の就学者も18歳未満の子として扱う。）のみの世帯 【老人加算】 父又は母と65歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合も含む。）及び18歳未満の子の世帯であって祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合 【身障者加算】 家族構成員の中に身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載されている者又はこれに準ずる者がある場合
3 人世帯	2,439千円	
4 人世帯	3,252千円	
5 人世帯	4,065千円	
6 人世帯	4,878千円	
7 人世帯	5,691千円	
1 人増すごと	813千円	

2 認定の参考とする保護者の所得

該当する保護者の世帯全員の所得（前年の市町村民税の課税の基礎となる年の1月から12月までの間の総所得金額）を基本とする。